

## 2020年8月度 広告作成等に関する相談の受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

8月度の全体の相談受付件数は計 76 件で、前月度と比較すると 35 件減（新車関係 13 件減、中古車関係 7 件減、その他 15 件減）、対前年同月比では 82 件減（新車関係 59 件減、中古車関係 14 件減、その他 9 件減）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約 45%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約 74%（25 件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（16 件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約 54%（41 件）を占めています。

【相談者の内訳・2020年8月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	41	29	6	76
広告代理店	22	11	1	34
メーカー系ディーラー	9	6	1	16
自動車関係団体	3	5	2	10
中古車専門店	0	3	1	4
中古車情報誌社	0	1	0	1
メーカー	4	2	0	6
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	3	1	1	5

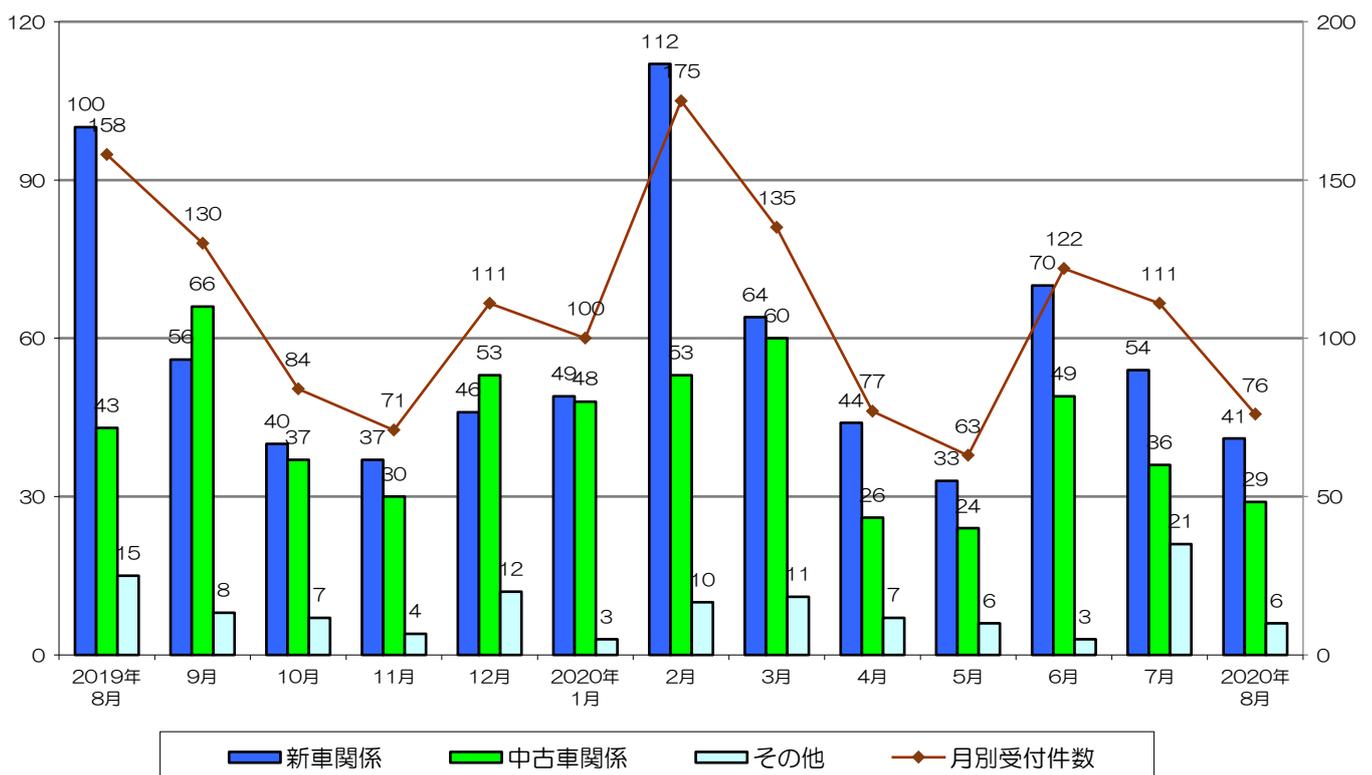


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	2
メーカー系ディーラー	25
中古車専門店	7
その他	0

【相談受付件数の推移・2019年8月～2020年8月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが 48.3%、『特定事項』が 24.1%となり、両項目で全体の約 72%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	29	70.7%	その他相談	1	2.4%
景品関係	11	26.8%	<b>合計</b>	<b>41</b>	<b>100.0%</b>

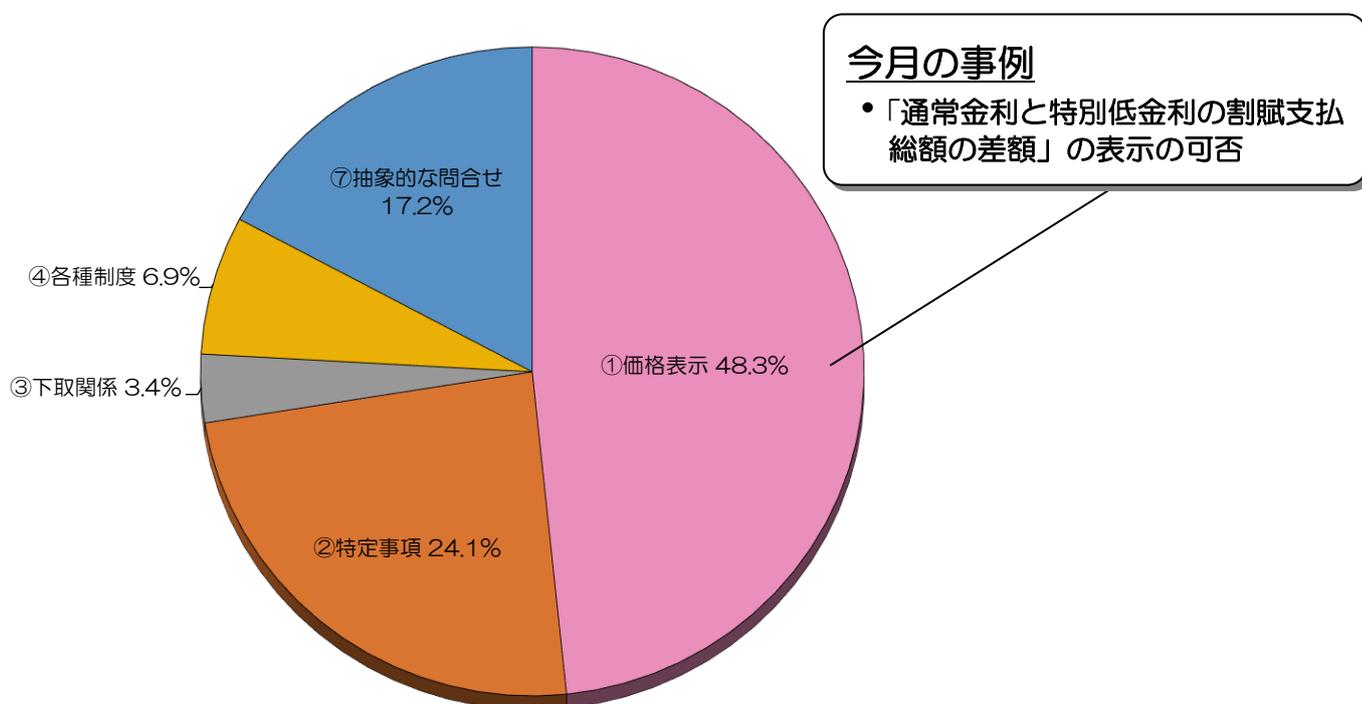
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>14</b>	<b>48.3%</b>	写真・イラスト	2	6.9%
表示方法	3	10.3%	特別仕様・限定	1	3.4%
付属品・特別仕様	1	3.4%	<b>③下取関係</b>	<b>1</b>	<b>3.4%</b>
値引き表示	2	6.9%	<b>④各種制度</b>	<b>2</b>	<b>6.9%</b>
割賦・リース	8	27.6%	補助金関係	2	6.9%
<b>②特定事項</b>	<b>7</b>	<b>24.1%</b>	<b>⑤抽象的な問合せ</b>	<b>5</b>	<b>17.2%</b>
ランキング	1	3.4%	広告表現の可否	2	6.9%
燃費	2	6.9%	抽象的な問合せ	3	10.3%
安全・環境	1	3.4%	<b>合計</b>	<b>29</b>	<b>100.0%</b>

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	6	54.5%	期間延長	1	9.1%
一般懸賞(抽選等)	1	9.1%	抽象的な問合せ	2	18.2%
オープン懸賞	1	9.1%	<b>合計</b>	<b>11</b>	<b>100.0%</b>

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

【「通常金利と特別低金利の割賦支払総額の差額」の表示の可否】

Q. 特別低金利キャンペーンの実施にあたり、チラシ広告で特別金利の場合と通常金利の場合の割賦支払総額を比較し、「特別金利の方が●●万円お得」等と表示することは問題ありませんか？

A. 特別金利と通常金利を基に試算した割賦支払総額を比較し、「特別金利の方が●●万円お得」等と表示することは可能ですが、支払回数や期間、頭金等、金利以外は同じ条件で比較するとともに、その根拠となる特別金利と通常金利の場合の必要表示事項\*（試算例）を明瞭に表示してください。

※割賦販売価格を表示する場合の必要表示事項

販売価格の表示（新車規約第3条第5項、中古車規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項）と併せて割賦販売価格を表示する場合は、新車施行規則第8条、または、中古車施行規則第6条第4項に基づき、以下を表示すること

- ① 割賦販売価格（割賦支払総額を含む）
- ② 頭金の額
- ③ 支払回数及び支払期間、その他必要な費用
- ④ 割賦（ローン）手数料の料率（実質年率）
- ⑤ ローン終了時の条件等（残価設定ローンの場合）

※終了時の条件等については、電波媒体による場合、表示スペースが小さい等の理由により表示が困難な場合には、「終了時の条件等については、店頭で尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる

【正しい表示例】

## 1.9%特別低金利キャンペーン 8/1~8/30

■お支払い開始8月、お支払い回数36回の場合の比較

頭金	100,000円	
実質年率	4.5%の場合	1.9%の場合
初回お支払額	15,437円	11,577円
月々の支払額（×34回）	12,400円	9,900円
ボーナス月（7月・1月×5回）	100,000円	
頭金+初回から35回までお支払額合計	1,037,037円	948,177円
最終回（36回目）のお支払額（※2）		
①当社の新車にお乗り換えの場合	0円	
②お車を当社へご返却の場合	0円	
③そのまま乗り続ける場合	736,364円	
最終回を現金でお支払いいただく場合		
割賦支払総額	1,773,401円	1,684,541円



スカーレット 1.5M 2WD

車両本体価格

1,620,000円 ※1

1.9%特別金利の方が 88,860円お得！

※1 価格には保険料、税金（消費税を除く）、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。  
 ※2 最終回お支払い時、①乗り換え、②ご返却、③買い取り（一括又はローン）から選択ができます。①、②の場合、契約時に定めた走行距離数を超過、又は、車両状態が定めた範囲外であった場合等は、追加費用が必要です。詳しくは当店にお問い合わせください。

■割賦販売価格を表示する場合の表示方法等、詳細については、AFTC INFORMATION（[「割賦販売価格や個人リース料金の明瞭な表示に関する規約運用の考え方」の策定について](#)）をご確認下さい。

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが全体の33.3%、『必要表示事項』に関する問い合わせが29.6%を占めており、両項目で表示に関する問い合わせの約63%を占めています。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	27	93.1%	その他相談	1	3.4%
景品関係	1	3.4%	<b>合計</b>	<b>29</b>	<b>100.0%</b>

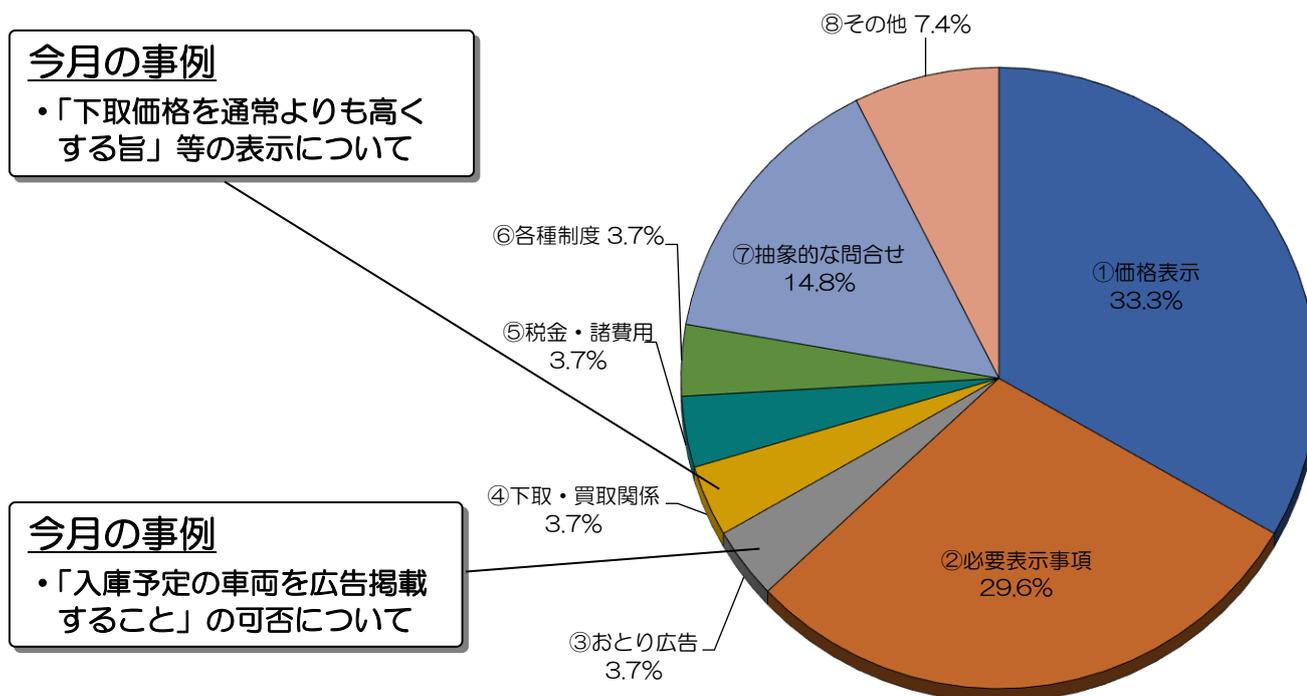
#### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>9</b>	<b>33.3%</b>	必要表示事項全般	1	3.7%
表示方法	1	3.7%	<b>③おとり広告</b>	<b>1</b>	<b>3.7%</b>
付属品・特別仕様	1	3.7%	<b>④下取・買取関係</b>	<b>1</b>	<b>3.7%</b>
値引き表示	4	14.8%	<b>⑤税金・諸費用</b>	<b>1</b>	<b>3.7%</b>
割賦・リース	3	11.1%	税金	1	3.7%
<b>②必要表示事項</b>	<b>8</b>	<b>29.6%</b>	<b>⑥各種制度</b>	<b>1</b>	<b>3.7%</b>
車名・仕様区分	1	3.7%	補助金関係	1	3.7%
初度登録	1	3.7%	<b>⑦抽象的な問合せ</b>	<b>4</b>	<b>14.8%</b>
使用区分	1	3.7%	広告表現の可否	2	7.4%
車検証の有効期限	2	7.4%	企画の可否	2	7.4%
整備実施状況	1	3.7%	<b>⑧その他</b>	<b>2</b>	<b>7.4%</b>
リサイクル料金	1	3.7%	<b>合計</b>	<b>27</b>	<b>100.0%</b>

#### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
オープン懸賞	1	100.0%	<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>100.0%</b>

#### 【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「入庫予定の車両を広告掲載すること」の可否について〕

Q. 下取車として入庫予定の車両がありますが、当該車両はまだお客様が使用しています。当社としては、入庫したらすぐに販売したいため、現在の車両の状態を基に、当該車両を広告に掲載したいと考えていますが、可能でしょうか？

A. 当該車両は、お客様が使用しているとのことですので、現時点では貴社において販売する準備がなされていない車両となります。

したがって、おとり広告及び消費者トラブル未然防止の観点から、実際に入庫し、販売する準備ができるまでは、広告に掲載しないようにしてください。

〔「下取価格を通常よりも高くする旨」等の表示について〕

Q. 下取車の入庫を目的としたキャンペーンを実施する際に、「下取価格 10 万円アップキャンペーン」、「査定 0 円の車でも下取最低保証 10 万円！買換えは今がお得！」などに表示したいのですが、問題ないでしょうか？

A. 下取車の価格は、年式や品質、車検残存期間等により 1 台毎に異なり、またその評価も販売店毎に異なるなど、絶対的、不変的なものではありません。このため、消費者にとっては実際に表示どおりのことが行われているかどうかを判断するのが非常に難しいといえます。

また、表示どおりのことが行われない（「下取価格が通常に比べ 10 万円アップしていない」、「本来 10 万円以上価値のある下取車の価格が最低保証の 10 万円に抑えられてしまい、お得でない」）場合は、不当表示となります。

したがって、「下取価格を通常よりも高くする旨」や「下取価格の最低保証」に関する表示は、消費者の不信を招くおそれがあり、不当表示未然防止の観点からも慎む必要があります。

なお、適正な通常通りの下取価格を提示した上で、期間中に限り景品類を提供するということは、実施可能であると考えられます。

<表示例>

**下取車のある方に朗報!! 8/1~8/14 まで**

★期間中、中古車をご成約いただき、かつ、現在お乗りの車を当社に下取りに出していただいたお客様には、もれなく●●●●を差し上げます。詳しくはスタッフまでお問い合わせください。



コートリ 1.5M (2WD)  
販売価格 **160** 万円※

- 初度登録：2018 年    ■検 2021 年 1 月
- 走行距離：16,000km    ■修復歴なし
- 保証付（3 ヶ月 3,000km（部分保証））
- 定期点検整備（納車時）  
※定期整備費用は価格に含まれます。
- ボディーカラー：レッド    ■車台番号：099
- リ済別

※価格には保険料、税金（消費税除く）、リサイクル預託金相当額、登録等に伴う費用等は含まれていないため、別途申し受けます。